

令和2年度 第3回生駒市行政改革推進委員会分科会① 会議録

開催日時 令和2年11月6日(金) 午前9時00分～午前10時00分

開催場所 市役所 4階 401・402会議室

出席者

(委員) 森会長、松岡委員、森岡委員、上坂委員、稲山委員

(事務局) 杉浦総務部長、大西総務部専門官、南口行政経営課長、後藤行政経営課課長補佐、
古田行政経営課主幹

(傍聴者) 4人

欠席者

なし

《案 件》

事務事業の見直しについて

(1) 市費講師等の適正配置

《会議内容》

(1) 市費講師等の適正配置

■担当課出席者: 山本教育総務課長、前田教育指導課長、向田人権施策課長、清水生涯学習課長

■委員意見

(会 長) 前回の分科会で、県で採用された教員が、退職後に生駒市で雇用することについて、もう少し詳しく事情を確認したいということになった。

(委 員) 現在の県の再任用制度は雇用対策の意味合いが強いだらう。年金の支給年齢が引き上げられたため、無職、無収入になっては大変だということで再任用がある。県をやめて県に再任用されるというのは分かりやすいが、例えば生駒市の小中学校の教員は、県が任用して人事異動も行い、退職辞令も出すが、所属は生駒市になる。任用と所属が異なっているが、制度上そういう理解をするしかない。生駒市の教員が退職して再任用の希望を出せば、大半は生駒市の学校で再任用される。この場合、給料は県から支出される。

(委 員) 今回議論になっている市費講師の人件費は県から支出されているのか。

(担当課) これについては、県の再任用制度に則った採用ではなく、市が独自に任用したものである。

(会 長) 再任用を断られた人たちではないのか。

(担当課) 任用している人たちについては、業務に必要な知見を持った人を市が直接任用している。

(会 長) 校長先生が退職した場合、まず県が再任用の意向を確認する。希望すれば県の職員として再任用される。それを断って条件のいい生駒市の再任用を選んでいるのではないか。

(担当課) こちらからお願いして生駒市に来てもらっている。

(会 長) それはわかるが、結果的に県の再任用を断っているということだろう。

(担当課) その通りである。

- (委員) 県の再任用を断ることはできる。県に希望を出した後に、生駒市から声がかかり県を断ることは問題ない。教育指導員は生駒市が資格要件を定めて独自に任用しているから生駒市の負担になり、そこで県との関係性は切れる。県の再任用ではない。
- (会長) 県は再任用の希望を確認するから県の再任用を断っているということではないのか。
- (委員) 県の再任用はそれなりの給料が確保されているが、教育指導員は月額 14 万円であり、フルタイムではないにせよ市独自の設定をしている。
- (委員) 再任用に漏れた人たちのためのセーフティネットのような感じがする。
- (委員) セーフティネットは県の再任用の方だと思う。全員救おうというのがセーフティネットだが、教育指導員に関しては資格要件を満たした人を任用している。その資格を満たしているというのが校長経験者ということだろう。人権や生涯学習などは一般の教諭が出来ないこともないが、校長経験者が適していると市が判断したのだろう。
- (会長) それを今日確認したい。
- (委員) 定年制の延長という問題が出てきて、60 歳以上について再任用をしている。ここで話になっているのは、それ以前から教育委員会の中で、教育指導員の仕事をするために校長や教頭の退職者を選んで引き続き仕事をやってもらっている。それらが絡んで分かりにくくなっている。一般の教諭も任用形態はどうあれ任用延長されないといけない。
- (委員) 昔は年金が 60 歳からもらえたが今は 65 歳までもらえない。5 年間無収入になる。退職金があっても大変である。年金者が増え年金制度が成り立たなくなっている。なるべく働いてもらって年金分稼いでもらおうという考え方もあるのではないかと。収入がないのは不安であるし、まだまだ働けるから年金受給まで再任用で働いてもらう。だから、再任用の希望がある人はできるだけ任用しようという制度である。教育指導員はそれとは別である。
- (委員) 全体として費用を削減しないといけないとなった時に教育指導員だけが聖域になっているのかという話が前回あった。
- (委員) 教育指導員は再任用ではなく別の話として認識しないといけない。
- (委員) 議論の前提として、市の諮問について議論していくものと理解している。それについて議論していく中で、他に改善すべき点など、いろんな意見や疑問が出ることも当然あると思う。我々の役割は市の諮問に対して議論して最終的な意見をまとめていくことだと思う。そこに関する以外の発言は参考意見にしかならない。時間がないということであれば、市が委員会に意見を求めていること以外に対して時間を割く必要はないのではないかと。
- (会長) 前回からの続きになるが、教育指導員について校長経験者を任用しなければならない理由は何か。
- (担当課) 教育全般の豊かな見識を有し、管理・監督者としての経験を有した者として雇用している。特に教育相談業務においては、管理職として培われた知見や各種団体とのネットワークを有した人材が不可欠と考えて任用している。現在は校長経験者のみであるが、教頭やそれに相当する者について任用の可能性を排除しているわけではない。ただ、校長経験者が適していると考えているため、校長経験者に声をかけ、承諾が得られれば任用するという形をとっている。

- (委員) 最後の赴任先が生駒市であればいいのか。
- (担当課) 生駒市に赴任していると人物像の把握も可能であり、他市での校長経験者についてはそこまで把握できない。また、各種団体との繋がりという面でも他市の人では難しいことから、生駒市で退職された人に声をかけるのが仕事を任せらうえで最適だと考えている。
- (委員) 再任用ではないということか。
- (担当課) 再任用ではない。
- (会長) 人物像や豊かな見識の有無等を判断して任用しているというのが実態か。
- (委員) 昔からそういう形で引き継がれているのだろう。再任用とは少し違う。昔は再任用などなかったが、一部校長経験者等を生駒市が事業のために任用していたのが今も残っているのだろう。
- (委員) 事務局としては、この分野に関して議論して欲しいとなった経緯は何なのか。どこを取っても以前からの習わしで変えられないという状況であれば、なぜこれが議論の場上がったのか。
- (事務局) 市費講師の必要性については事務局も担当課も認識しているが、国が新しい制度を導入するに伴い、それに対応する人員が増え、予算が増加してしまっている。そこで、我々ではなく違った視点から見てもらうことで、違った考え方や工夫の仕方があるのではと思い諮問させていただいた。
- (委員) 例えば14人のうち、2人削減するといった考えを持ったとしても、昔からのことで変えられないと言われたら議論にならない。変える気がなく、肥大化してもいいということではないか。
- (担当課) 必要性を考えて配置した結果こうなっている。
- (委員) 仮に財政破綻しても必要だからやるということか。英語教育や子どもの教育等の最重要課題があると思うが、例えば社会教育指導員として寿大学等も教育分野に含まれて全体の予算となっている。担当課がみんな少しずつでも削減していかないと年間2億円削減はできない。市民も含め市全体で協力して見直しをかけていくところを、全て必要ですというのは少しの努力も見えない。他の案件では担当課から人員削減の話も出てきた。聖域と思っているのかそういうところが前回から見えない。
- (会長) 例えば学校教育指導員の業務は各学校でやるべきことではないのか。なぜ校長経験者を再任用しているのか。児童生徒や保護者からの学校生活での相談や支援業務というのは各学校がやることではないのか。
- (担当課) 本来スクールカウンセラーにお願いする業務だと考えている。
- (会長) 困ったことがあったら学校に相談に行くと思うが。
- (担当課) 一次対応は学校で行うが、不登校やいじめ等であれば学校と連携しながら教育支援施設を使って対応している。
- (会長) 学校では対応できないということか。
- (担当課) いじめや不登校の問題等は、本人や保護者が学校ではないところに相談したいということがある。
- (会長) それは学校の問題ではないか。学校に相談できない運営体制になっているのではないか。

- (担当課) 学校に相談しても解決できずに、不登校が続いているようなこともある。
- (会 長) それを教育支援施設に相談すれば解決するということか。
- (担当課) 相談することによって、カウンセリングの他、専門機関につないで解決している。
- (会 長) 専門機関とはどこか。
- (担当課) スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーである。
- (会 長) それは教育指導員とは別の人なのか。
- (担当課) 別の人である。
- (会 長) であれば学校がスクールカウンセラーにつなげばいいのではないか。
- (担当課) そういう事例もある。いじめの問題等、保護者が学校に相談できずに連絡してくるケースもある。
- (会 長) それは学校の責任ではないのか。相談しにくいような体制を取っている学校の責任ではないのか。
- (担当課) そうではない。学校は相談を受け入れる体制は取っている。回数は少ないがスクールカウンセラーの派遣もしている。小学校であれば月1回である。そこで予約の取れない保護者もいる。そういう場合は相談室に連絡し、相談室にいるスクールカウンセラーに相談してもらっている。
- (会 長) そのカウンセラーは教育指導員とは別の人なのか。
- (担当課) 別の人である。ただ日数が少ないので、その前に相談員の先生に相談することで解決するのが望ましいし、解決できない場合はスクールカウンセラーの専門的な面談も必要になる。全てスクールカウンセラーにやってもらえればいいが、今の指導員の方がコスト的には安価である。
- (会 長) 何重にもなっている気がする。あればあるだけいいのは分かっているが、それではコストの削減ができない。学校には相談しにくいから相談できるところを増やしてくれということに対して、それでいいのかと問うている。ある方がいいし節約することが難しいのは分かっているが、年間2億円削減しないといけない中で、何とか節約する余地はないのか。
- (担当課) 現状の教育支援施設に来る相談件数は月に130から140件である。もちろん各学校でも相談を受けながら、学校に相談できないことを教育支援施設に相談し解決、また学校に戻っていけるようにする、解決できない場合は他の支援できる施設につないでいくことをしている。

－担当課退出－

- (会 長) 県には相談できるところはないのか。
- (委 員) 直接相談するところはないのではないかと。
- (委 員) 制度が変わった中で、従来通り退職した校長先生を雇用する必要があるのか。
- (会 長) 一定の必要性はあるという担当課の意見だった。
- (委 員) ある意味、再雇用対策として昔はあったと思う。今は県で再任用制度があるのであれば、従来の人数にこだわらず削減は可能ではないか。
- (委 員) 警察や消防もそうだと思うが、退職者の就労先を作るといった日本の公務員制度の延長線上にあると思う。校長経験者のみとかではなくもっとオープンにクリアにすればいいと思

- う。他市ではそういう事例もある。
- (委員) 生涯学習に何故校長経験者が必要なのか疑問である。もう一点は教育経験者のほとんどは生駒市外の人である。県で採用されて異動で生駒に来ている。桜ヶ丘小学校などは車で一杯であり、車で通勤しないといけない実態がある。生駒と関係のない人が退職して、その人たちを任用しても、教育の経験はあるが地域とのつながりはない。その人たちが地域の苦しみや悩みに対して本当に理解できるかわからない。
- (会長) 確かに社会教育指導員が校長経験者である必要があるか疑問である。
- (委員) 校長は特に異動が多い。たまたま生駒市に赴任して数年で定年退職し、人権教育指導員や社会教育指導員になっている実態があると思う。そういう実態を踏まえれば、議論の余地はあると思う。
- (委員) それにも含まれない校長先生の退職者はいるのか。
- (委員) 県から再任用の声がかかり、県の再任用を受けると校長ではなく教諭として任用される。教諭の仕事をするのは年齢的にもしんどいため、再任用は敬遠する傾向があると聞いた。再任用になれば末席で仕事をすることになるが、組織で仕事をするのと違い、教諭は担任を持つため、一人で抱える業務が多く分担ができないことから、しんどくて敬遠されるという話は聞いたことがある。教育指導員は別の話で、生駒市の判断で任用されているようだが、嘱託職員として任用しているのか。
- (事務局) 以前は嘱託職員だったと思うが、会計年度任用職員である。
- (委員) 校長経験者は教育指導員以外にも任用しているのか。
- (事務局) そこまでは把握していない。市内に小中学校 19 校あるが、全ての人を任用しているかは分からない。
- (委員) ここで再任用されなかった場合、他の職種に回るといったことがあれば問題である。私の知識がないのもあるが、前回の議論からかわされている印象を受けた。
- (委員) 県教員の再任用制度は国が決めてしまった以上従うしかない、というのが実態だろう。教育委員会の人も分かっていると思う。制度は分かっているが県がどのように再任用制度を運用しているかの実態までは分からないと思う。
- (会長) 学校司書や社会教育指導員における校長経験者の必要性といった問題も残っており、現段階で意見をまとめることは難しい。分科会として審議の結果、答申しないということがいいと思うがどうか。
- (委員) 今日担当課の話聞いたがまだ必要性が分からない。130 件がどういった相談かも分からず、学校のいじめの問題等、本来校長が先頭に立って解決すべきことを、出来なかった場合に校長経験者に相談しても結果は変わらないと思う。それであれば、カウンセラーや専門の知識を持った人を雇用する方が保護者や子どもにとってもいいと思う。
- (会長) 人の合う、合わないは当然あると思う。担任や教頭、校長が合わないから別のところへ相談する。そういったところをカバーするために人数をどんどん増やせばいいといった感じを受けた。お金があればいいと思うが際限なく増やしていく印象を受けた。
- (委員) 問題は答申を求められているものに対して意見をまとめるのかどうか。それ以外に委員から出てきた意見は参考意見である。参考意見を付記するのは問題ないが、答申を求められ

た項目である学校司書、外国語指導助手、特別支援員について結論を出すかどうかということだ。それ以外の話は答申の参考意見として付記するというのがまとめ方としていいのではないか。

(事務局) この案件は大きなものと認識しており、予算査定でも教育委員会からの要求は多い。県費負担教職員は限りがあり、市の一般財源から支出する必要がある。充実させる必要性も理解するが、一方で校舎の老朽化という大きな問題もあり、その支出も今後押し寄せてくる。そんな中で、市費講師を増やしていくのは財源があれば可能だが、職員ではない委員の目で見ると、例えば教育指導員はどれだけ必要か、教科補充の先生の必要性等、職員だけでは出来ない部分を、知見を持ってこの部分は縮小し、こちらは重要だというようなところまで目を入れていただきたい。審議未了という話も出てきているが、継続案件として取り組んでもらうことはできないか。

(担当課) 今回出席した担当者はずっと教育委員会なのか。異動するのか。

(事務局) 1名は市長部局からの異動だが、もう1名は県費負担の教員である。

(会長) 意見のまとめ方について、前回と今回の議論では責任を持った答申は出来ないのではないのか。学校司書等についても議論すべきだったが出来なかった。

(委員) 自治連合会についても担当課があり、事務経費について聖域なしで削減したいと担当課から相談され、是非について話し合いをしている。何%減らすという話の中で、いろいろなところから削減するところを選んで議論をしているが、担当課がそれに対応できるかというのは別の話である。担当課が挙げてきたことに対しての答申が我々に求められているところである。それ以外のところで議論したことについては参考意見にしかならないと思う。

(委員) もちろんそうだが、どこも削減できないという話だったので、他の項目で削減するというのは一般的な考え方だと思う。

(委員) 議論するのは大いに結構だが、意見として求められていないことについては付帯意見としてつけることはやぶさかではない。

(委員) 時間をかけても見えてこないのではないのか。実際子どもたちに聞かないと役に立っているかが分からない。数値として見えてこない。

(委員) 実際には削れないのではないのか。

(委員) そうなると他から削らないといけない。

(会長) 現時点では審議未了だと思っている。

(委員) 他のことも確認したいが、必要だという一点張りなので、そこを確認するとなると多大な労力がかかってしまうのではないのか。

(会長) 実態が分からないから審議未了とするか、必要性について妥当だと判断し継続するかのどちらかしかない。

(委員) 納得はしていないが、調べるという作業が必要になるのではないのか。

(会長) 継続となるとこれは続いていくし、今後も増えていくかもしれない。内実が分からないまま必要だと説明され、それを否定することはできない。その状態で見直しとは言えない。継続としてしまうと必要だと判断して市に答申することになる。それは出来ないのではないかと判断している。今日の話から、教育は最重要課題であり削減はしないという判断も

あるだろうし、実態が分からず何を見直すかはこちらでは判断できないが、見直す必要があるのではないかという意見もあり得る。それらをひっくるめて審議未了という判断もある。このうちのいずれかになると思う。

(委員) 削減をしたくない部署から資料の提出があり、何を削減するのかという議論になっていて難しい。

(会長) 聖域になっていると思う。他の事業と比べて会話が成り立っていない。

(事務局) 情報が足りないことから、議論が進んでいない状況になっていると考えている。事務局と教育委員会で協議し、予算査定の状況も含め整理したうえで、再度会議の開催をお願いしたいがどうか。今回の分科会は終了という形にし、審議未了という手法もあるが、議論に足る情報が不足しているというのが委員の思いだと考えており、再度事務局から教育委員会に丁寧に取り組みを行い、また予算査定で出てくる情報も提示した上で再度議論をお願いし、審議未了かその他何か評価をお願いできたらと考えている。

(会長) 時間的余裕があれば問題ないと思うがどうか。

(事務局) 分科会で議論していただければと考えている。

(委員) 全体としてはまとまっていたと思う。細かい補助金はやめたらいいと思う。答申した上で、それが守られるかは市長や議会の思いもあるだろう。

(会長) もちろんそうだが、中身に踏み込まないと削減できないだろう。

(委員) そこまで踏み込んで答申をするのか。

(会長) それもあるが、全体の方針だから何か考えて削減しなさいといった意見では、審議なく何でもよくなってしまう。具体的に中身に即した形で削減するといったことが必要だと思う。

(委員) 継続審議ということか。

(委員) 一般的にこうした会議は年度単位で実施されているため、継続審議という考え方はないのではないか。

(事務局) 市費講師のみ引き続き審議していただき、残りは次の全体会でまとめていただきたいと考えている。

(委員) 市費講師のみ年度内のスケジュールの中でもう一度議論してほしいということだ。そうするとその中で責任を持ってしないといけない。

(副会長) 行革の目的として、地域住民が関わって検討しましょうという趣旨でこの会が持たれている。その中で挙がっている事業であり、聖域ということではなく、納得いかない部分があるのであれば議論がしっかりされたという記録が残ることは大事だと思う。

(会長) 意見をしっかり書いて審議未了で終わるのか、何等か答申として何等かの判断したほうがいいのか、そのためにはもう一度開催したほうがいいのか、どうしたらよいか。

(副会長) 教育指導員だけでなく ALT も議論が尽くされていない。今の議論だけでは答申は書けないのではないか。資料をしっかりと用意してもらえるのであればもう一度議論したほうがよい。

(会長) 審議した記録を残すことは大事である。また、そうした議論を改めて行って結論を出すということでもよいか。ただし、事務局にしっかりと資料を用意していただきたい。また資料は委員に早めにお渡しいただきたい。

(事務局) 11月後半か12月のどこかのタイミングで開催を考えたい。